

# 「大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務（2023年度）」に係る企画提案公募要領

## 1. 案件の名称

大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務（2023年度）（以下、「本案件」という。）

## 2. 目的と概要

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という）は、大きな資本を持たない企業・団体にも参加いただき、デザインの視点を取り入れたプロダクトや社会の仕組みのデザインにチャレンジする、新しい共創の取組である「Co-Design Challenge」（以下、「CDC」という。）プログラムを実施している。（※2022年9月16日にて応募終了、2023年3月7日に採択事業12件を公表）

CDCの本格的な展開に伴い、当プログラムのブランディング（知名度・認知度・価値向上や理念の拡散・浸透）及び採択案件の開発過程を幅広い対象に効果的に発信することを目的に本案件を実施するものである。

《参考》

- ・運営参加（第2回）及び「Co-Design Challenge」プログラム募集について  
<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20220726-01/>
- ・運営参加特別プログラム「Co-Design Challenge」開始  
<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230307-01/>

## 3. 案件内容

別紙仕様書「大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務（2023年度）仕様書」のとおり

## 4. 委託上限金額

金 14,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5. 契約期間（予定）

契約締結日～2024年3月31日(日)

## 6. 実施スケジュール

2023年9月28日（木） 公募開始・質問受付開始  
2023年10月10日（火） 質問締切  
2023年10月18日（水） 質問回答

2023年10月27日（金）	提案書類提出締切
2023年11月上旬（予定）	選定委員会
2023年11月中旬（予定）	審査結果通知・最優秀事業者公表
2023年11月下旬（予定）	契約締結
2024年3月31日（日）	業務終了

## 7. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の事業者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。）

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア. 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

## 8. 応募に係る事項

(1) 公募要領及び仕様書等の配布

ア. 配布期間

2023年9月28日（木）から2023年10月27日（金）まで

イ. 配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

ウ. 配布物

- ・公募要領（本紙）
- ・仕様書（別添1）
- ・契約書一式（別添2）
- ・参加表明書（様式1）
- ・参加資格保持誓約書（様式2）
- ・応募金額提案書（様式3）
- ・共同事業体届出書（様式4）
- ・共同事業体協定書（様式5）

- ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式6）
- ・使用印鑑届（様式7）・持続可能性の確保に向けた誓約書（様式8）
- ・暴力団排除条例に基づく誓約書（様式9）
- ・質問票（様式10）
- ・委任状（様式11）

## (2) 質問の受付及び回答

### ア. 受付期間

2023年9月28日（木）から2023年10月10日（火）17時まで

### イ. 提出方法

電子メール（アドレス： [pll-cdc-office@expo2025.or.jp](mailto:pll-cdc-office@expo2025.or.jp)）で受付ける。

※件名に「【質問】CDC プロモーション企画提案公募」と明記し、質問内容を「質問票」（様式10）に記載して添付すること。

※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。

※質問内容に応募者名を特定できる内容を記載してはならない。

※質問内容に応募者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせには応じない。

### ウ. 質問の回答

質問への回答は10月18日（水）に協会ホームページ【大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務（2023年度）の企画提案公募について）に掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

## (3) 応募書類の受付

### ア. 受付期間

2023年9月28日（木）から2023年10月27日（金）17時まで

### イ. 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。（持参による提出は不可）

※2023年10月27日（金）までの消印があるものを有効とする。

宛先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 企画部 企画事業課  
（担当：中村・大熊）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。（送信先：[pll-cdc-office@expo2025.or.jp](mailto:pll-cdc-office@expo2025.or.jp)）

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

### ウ. 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

## (4) 応募提出書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

(企画提案に係る書類は、「ア. 企画提案書に求める事項」「仕様書 (別添 1)」に留意して作成すること。)

【提出書類一覧】

	書類名	書式	提出部数
①	参加表明書	様式 1	原本 1 部
②	共同事業体届出書及び協定書、委任状 ※必要な場合のみ	様式 4、様式 5 (例)、 様式 11	原本 1 部
③	参加資格保持誓約書	様式 2	原本 1 部
④	企画提案書	「イ企画提案書について」 参照	原本 1 部 副本 5 部
⑤	応募金額提案書	様式 3	原本 1 部 副本 5 部
⑥	持続可能性の確保に向けたチェックシート	様式 6	原本 1 部

ア. 企画提案書に求める事項

- ① 本案件の企画意図、狙いの提示
- ② 仕様書記載の各プログラムの企画提案
  - A) ストーリー・コンテンツ・ボリュームなどをサンプルなどで提示すること。
  - B) ストーリー・コンテンツ・尺などを絵コンテなどで提示すること。
  - C) メディア選定・手法・内容案などを出来るだけ具体的に提示すること。
  - D) デジタル広告の具体の計画・定量目標を提示すること。ロゴについては候補となるデザイナー及びロゴのイメージをサンプルなどで提示すること。
- ③ 業務推進方法、体制及び各担当チームの業務実績
- ④ 応募金額総額及び②A)、B)、C)、D) 各プログラムの詳細な金額内訳

イ. 企画提案書について

- ① 用紙サイズ：A4
- ② ページ数：最大 15 ページ
- ③ 用紙の向きは原則として横で統一し、原本 (1 部)・副本 (5 部) をそれぞれ 1 セットずつ A4 ファイルに編綴する。

ウ. 提出書類及びそれらの仕様

- ① 提出書類は【提出書類一覧】のすべて (②は必要な場合のみ) とする。

(5) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(6) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(7) その他

ア. 応募は1応募者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ. 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務(2023年度)」提案書  
株式会社〇〇（法人名）

ウ. 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

エ. 応募書類に虚偽の記載をした事業者は本公募への参加資格を失うものとする。

9. 説明会

実施しない。

10. 審査の方法

(1) 審査方法

① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。

ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

② 審査は書類審査により行う（プレゼンテーション審査は行わない）。

※審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

※提案内容における得点が50点以下の場合は、失格とする。

③ 協会は、最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	内容	配点
案件目的及び内容の理解度	・ 本案件の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされており、Co-Design Challengeの理念に沿った内容で、この事業をきっかけに万博への機運醸成および幅広い層に対して万博への興味喚起を期待できるか。	25点
実施体制	・ 制作・運営体制が適切かつ十分なものであるか。 ・ 制作・運営のスケジュールや手順などが明確かつ無理な工程となっていないか。 ・ 制作・運営方法が適切かつ十分なものであるか。	10点
企画内容	・ 費用内及び契約期間内に最大限の成果をあげる内容であるか。 ・ 契約期間内だけの一過性の効果だけでなく契約期間終了後も、本事業の効果が継続できるような企画内容であるか。 ・ 前例にとらわれることのないクリエイティブで企画として高いクオリティを有した内容であるか。 ・ 本案件の目的に資する企画内容であるか。	35点
価格点	・ 価格点の算定式 満点×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	30点

(3) 審査結果

ア. 契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。  
イ. 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務（2023年度）の公募について】において公表する。[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

- ① 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（提案事業者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア. 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ. 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ. 選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。
- エ. 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ア. 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）
- イ. 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3カ月以内のもの）
- ウ. 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
  - ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
  - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ. 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
  - ① 貸借対照表
  - ② 損益計算書
  - ③ 株主資本等変動計算書
- オ. 使用印鑑届（様式7：原本1部）
- カ. 印鑑証明書（原本1部）
- キ. 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式8：原本1部）
- ク. 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式9：原本1部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから2営業日後の17時までに提出をすること。

## 11. 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結する。(別添2)

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書(様式8)を提出すること。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
  - ア. 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ. 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ウ. 契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - エ. 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - オ. 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - カ. 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
  - キ. 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ク. 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 12. 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。  
([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp\\_2022/assets/pdf/sustainability/202307\\_sus\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf))
- (3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力を支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

## 13. その他

- ・ 提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。
- ・ 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。